

日 薬 業 発 第 258 号

令 和 6 年 10 月 8 日

都道府県薬剤師会担当役員 殿

日 本 薬 剤 師 会

副 会 長 森 昌 平

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の終了に伴う

令和6年度における請求事務の取扱いについて（その2）

平素より、本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の終了に伴う令和6年度における請求事務の取扱いについては、令和6年6月21日付け日薬業発第109号にてお知らせしたところです。

公費支援の財源である新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金において、やむを得ず請求事務が所定の時期に間に合わなかった場合の対応は、令和6年度限りとなっており、各都道府県における執行手続きの関係上、令和7年1月診療分の請求時期が最後の機会となります。

現時点で必要な請求事務が終了していない場合には、当該請求時期までに必ず請求事務を行うことが求められております。

取り急ぎお知らせいたしますので、貴会会員へご周知くださいますよう宜しくお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 6 年 1 0 月 3 日

公益社団法人 日本薬剤師会 御中

厚生労働省健康・生活衛生局
感染症対策部感染症対策課

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の終了に伴う
令和 6 年度における請求事務の取扱いについて（その 2）

平素より、感染症対策等にご尽力、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の令和 6 年度における請求事務については、「新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援等の終了に伴う令和 6 年度における請求事務の取扱いについて（令和 6 年 6 月 20 日厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課事務連絡）」により、速やかに行っていただくよう、周知方お願いさせていただいたところです。

この公費支援の財源である新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金は、やむを得ず請求事務が所定の時期に間に合わなかった場合の対応として、令和 6 年度限りとなっており、各都道府県における執行手続きの関係上、令和 7 年 1 月診療分の請求時期が最後の機会となります。

そのため、現時点で必要な請求事務が終了していない場合には、当該請求時期までに必ず請求事務を行っていただきますよう、改めて周知方お願い致します。

既に、迅速な対応にご協力いただいているところではありますが、請求事務の完了に向け、引き続き、ご協力をよろしくお願い致します。